

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月11日

神奈川県立総合療育相談センター所長 小泉 亜紀

1 調達内容

(1) 業務名

神奈川県立総合療育相談センターハイブリッド自動車賃貸借

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書、仕様書及び契約書（案）のとおりに従うこと

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(4) 履行場所

藤沢市亀井野3-1-9番地（神奈川県立総合療育相談センター）

(5) 納入期限

令和9年3月19日

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」、かつ営業細目で「船・自動車」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 神奈川県内に本店、支店又は事業所を有していること。

3 入札説明書の配布等

(1) 事務を担当する所属

神奈川県立総合療育相談センター管理課

担当：藤谷 研太 電話：0466-84-5700

(2) 入札説明書の配布期間

令和8年9月11日（金）から同年10月1日（木）まで

かながわ電子入札共同システムにより配布します。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和8年9月25日（金）17時00分までに、かながわ電子入札共同システムにより提出してください。

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和8年9月30日（水）8時30分から同年10月1日（水）17時00分まで

(2) 開札日時

令和8年10月2日（金）10時00分

かながわ電子入札共同システムにより手続きを行います。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

(3) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をしたうえで、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 詳細は、入札説明書によります。

入 札 説 明 書

神奈川県立総合療育相談センターハイブリッド自動車賃貸借

(令和8年9月11日付 公告分)

神奈川県立総合療育相談センター

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- （１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）
- （３）神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第５号）
- （４）競争入札参加者の資格に関する規則（昭和４０年神奈川県規則第１０６号）

このほか入札に係る詳細な手続等については、「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

１ 調達内容

（１）調達物品及び数量

ハイブリッド自動車の借入れ １台

（２）調達物品の特質及び契約の条件等

入札説明書、仕様書及び契約書（案）のとおり

（３）借入期間

令和９年３月１日から令和14年２月29日まで

（４）借入場所

藤沢市亀井野3119番地 神奈川県立総合療育相談センター

（５）納入期限

令和９年３月19日

２ 入札参加者に求められる資格

- （１） 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」、かつ営業細目で「船・自動車」に登載されている者で、「Ａ」又は「Ｂ」の等級に区分されている者であること。
- （３） 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- （４） 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- （５） 神奈川県内に本店、支店又は事業所を有していること。

３ 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 252-0813

所在地 藤沢市亀井野3119番地

機関名 神奈川県立総合療育相談センター管理課 担当：藤谷

電話番号 ０４６６－８４－５７００

ファックス番号 ０４６６－８０－１９０１

4 入札参加者に求められる義務

入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者となりますので注意してください。

5 入札日程

(1) 質問受付期間

令和8年9月15日（火）から同年9月24日（木）17時00分までに「かながわ電子入札共同システム」の説明要求機能により提出してください。回答は令和8年9月29日（火）までに同システムにより閲覧に供します。再質問は認められません。

(2) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年9月25日（金）17時00分まで

(3) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和8年9月28日（月）17時00分まで

(4) 入札書提出期間

令和8年9月30日（水）8時30分から同年10月1日（木）17時00分まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月2日（金）午前10時00分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

※この入札で予定価格以内の入札がない場合は、次により再入札を実施します。

再入札の実施に当たっては、開札処理後に直ちに通知するものとし、その日程は、本説明書の記載にかかわらず、再入札通知書によるものとします。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は、再入札に参加することはできません。

(6) 再入札書提出期間

令和8年10月2日（金）13時30分から同年10月5日（金）17時00分まで

(7) 再入札開札予定日時

令和8年10月6日（火）10時00分

※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、くじ引きにより落札候補者の審査順位を決定の上、第1順位の落札候補者について審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、第2順位の落札候補者について同様に審査します。この審査の結果、その者の入札も無効とした場合は、順次、順位の高い落札候補者について同様に審査します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添1「くじ引きの方法について」をご参照ください。

(2) 落札者決定通知

落札者決定通知は、6の(1)により落札者が決定した後に行います。

7 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(3) 入札する金額

入札者参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（借入期間5年間の総額）の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額としてください。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(4) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、「かながわ電子入札共同システム」により辞退届を提出してください。

(5) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問がある場合は、質問受付期間に説明要求機能を使用して行ってください。

仕様に関する質問及び回答が発生する場合があるので、入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認したうえ入札してください。

なお、質問内容（質問題名、説明要求内容等を含む。）に、特定の企業名や個人名などを記載しないよう注意してください。

仕様書に「同等品可」と記載がある場合、記載された品目以外で入札に参加したい場合は、必ず次により確認を受けたうえで入札に参加してください。別添の「同等品確認票」に必要事項を記載し、資料を添付したうえで「電子入札システム」の説明要求機能により、入札説明書説明請求期限までに申請してください。その場合の「電子入札システム」における件名は「同等品確認（入札件名）」としてください。回答は「電子入札システム」の説明要求機能により行います。また、資料の追加提出及び同等品判定

した品目に関する質問は受け付けません。※事前に同等品確認を受けないで入札に参加し落札した場合、仕様書に示された品目（同等品判定で「○」とされた品目を含む。）で納品していただきます。確認を受けていない品目での納品はできません。

（６）疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受領した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して５日以内に、３に記載する所属に対し、説明を求めることが出来ます。所属からの説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から７日以内に知事に対して再苦情の申立てを行うことができます。

（７）内訳書の提出

落札者は、速やかに内訳書を３の所属あてに提出してください（様式は問いません）。

（８） 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置をとったうえ、各自その１通を保持するものとし、書面による契約の場合は２通作成したうえで各自その１通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号 252-0813

所在地 藤沢市亀井野3119番地

機関名 神奈川県立総合療育相談センター管理課 担当：藤谷

電話番号 0466-84-5700

ファックス番号 0466-80-1901

（８）業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期すために行う、契約の処理状況に関する調査への協力に、あらかじめ同意していただきます。

（９）暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

（10） 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合は、本入札を無効とします。

くじ引きの方法について

- 1 同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の審査順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 = $n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 = $2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝^注落札者」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した数と「順位番号」が一致する業者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

別添2

神奈川県立総合療育相談センター所長 殿

年 月 日

別シート「同等品確認票」記載品目について、同等品の確認をお願いします。

所 在 地

商 号 ・ 名 称

代 表 者 名

(担 当 者 名 :)

電 話 番 号

メー ル ア ド レ ス

※ 同等品により入札に参加する場合は、必ず別シートの同等品確認票に必要事項を記載してください。

※ 「品名」「仕様書記載物品」欄には、品名、メーカー、型番・規格を記載してください。

※ 「同等品候補」欄には、同等品の認定を受けようとする物品のメーカー、型番・規格を記載してください。
「仕様書記載物品」と「同等品候補」が必ず一致するよう記載してください。

※ 「同等品候補」の記載について
同等の機能をなすために、複数の製品の組み合わせがあらかじめ指定されており、そのうちの1つでも認めないことにより、同等品として用をなさない場合、各製品が組み合わせて使用するものであることを余白や別紙等に記載してください。

※ 資料の追加提出は受け付けません。あらかじめ必要な資料を揃えた上で、同等品の申請を行ってください。

※ この同等品確認票にカタログ等の資料を添付して、質問受付期間中に、電子入札システムの説明要求機能に添付の上提出してください。(Excelファイルのまま添付し、マクロ等の使用はしないでください。)

※ 期限までに提出された確認票については、「確認」欄に、認定の場合は「○」を、条件付きで認める場合は「○」と共にコメントを、不認定の場合は「×」を記載し、電子入札システムにより回答を掲示します。
回答の掲載までに時間を要し、入札書提出期間中の掲載となる場合があります。あらかじめご承知おください。

同等品確認票

調達番号 (下4桁)		件名	
---------------	--	----	--

品目	仕様書記載物品	同等品候補	確認
	メーカー、型番・規格	メーカー、型番・規格	

神奈川県記入欄	
所属名	
担当者名	
電話番号	
確認日	年 月 日

神奈川県立総合療育相談センターハイブリッド自動車賃貸借契約書（案）

神奈川県立総合療育相談センター所長 小泉 亜紀（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 ハイブリッド自動車（以下「物件」という。）賃貸借
- (2) 契約の対象 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 仕様書のとおり
- (5) 賃貸借期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (6) 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇円）

課税事業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）

（内訳）

令和9年3月1日から令和9年3月31日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
令和13年4月1日から令和14年2月29日まで
金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）

- (6) 契約保証金 神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第28条第6号の規定に基づき免除する。

- (7) 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

2 前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、令和9年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除する。

（物件の納入及び検査）

第2条 受注者は、発注者が物件を正常に使用できる状態で納入するものとし、発注者は受注者から納入の通知があったときは速やかに検査を行うこと。

2 前項の検査に不合格となったときは、受注者は当該物件を遅滞なく引き取り、発注者の指定する

期日までに良品を納入し、再度発注者の検査を受けること。

3 納入に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(代金の支払方法)

第3条 代金は、賃貸借期間開始日の属する月を第1月とし、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払う。ただし、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は受注者の責に帰すべき事由により、物件を使用できなかった期間があったときは、当該月分の賃貸料は、日割計算によって算定した額とする。

2 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に代金を支払う。

(履行遅滞)

第4条 受注者は、第1条第1項第2号に規定する物件を仕様書記載の期日（以下「納入期限」という。）までに納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 発注者が前項の申出を受けた際に、特に納入期限の延長を認める必要がある場合には、受注者の申出を承認することができる。

3 前項の規定により納入期限を延長する場合に、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金は遅滞日数に応じ、当該物件に係る契約金額につき神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項に定める率で計算した額とする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。

4 天災地変等で発注者がやむを得ないと認めるとき又は発注者の都合により納入が遅れたときは、違約金を徴収しない。

5 発注者の責めに帰する事由により前条第2項に規定する支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が前条第2項に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同項に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

6 第3項の違約金及び前項の遅延利息の計算に用いる率は当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる一切の権利を第三者

に譲渡するときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 受注者は、物件の機能等の不完全その他本契約に適合しない状態については、物件の引渡し完了後も賃貸借期間中はその補償及び交換にあたること。

(物件の管理)

第7条 発注者は、物件の管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

2 故障等により物件の使用ができないときは、発注者と受注者とが協議のうえ、必要に応じて受注者が代替の物件を提供すること。

(物件の保守)

第8条 受注者は、発注者が物件を正常に使用できるよう定期的に点検調整を行う。

2 物件に障害が発生した場合は、受注者は発注者の要求により速やかに必要な措置を講じる。

3 物件の保守に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、その保守が発注者の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

(所有権の表示)

第9条 受注者は、受注者所定の様式により、この所有に属する旨の標識を付する。

(現状変更)

第10条 発注者は、次の各号の行為をするときは、事前に受注者の承諾を得ること。

- (1) 物件にその他の装置・部品及び附属品を設置し、又は物件からそれを取外すとき。
- (2) 物件に付された表示を取外すとき。

(報告義務)

第11条 発注者は、次のときは、直ちに受注者に通知する。

- (1) 物件について盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 物件自体、又はその取扱いに起因する事故により第三者等に損害を与えたとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第12条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物件に損傷を与えた場合は、その賠償を発注者へ請求することができる。

2 前項の場合において、受注者が保険契約に基づいて保険金を受取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責を免がれる。

(秘密の保持等)

第13条 受注者は、物件の保守及び管理に際して、物件の設置場所に、受注者及び受注者の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

- 2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
また、この契約の終了後においても同様とする。

(配送方法)

第 14 条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第 15 条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要であると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

(契約内容の変更)

第 16 条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し、第 1 条に定める内容を変更することができる。ただし、第 1 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の内容を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約の締結あるいは履行に当たって不正な行為（第 18 条に定める不正行為を除く。）をしたとき、契約の履行を遅延したとき又は契約期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく、第 6 条に規定する物件の補償及び交換がなされないとき。
- (3) 発注者の監督若しくは検査の実施にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 第 5 条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (8) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、本条及び第 20 条において、「条例」という。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (9) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第 8 条の 2 第 1 項の規定による命令又は同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 2 項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第 8 条の 3 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 3 第1項第8号の規定に基づいて、発注者が契約を解除した場合は、受注者は違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項第9号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第19条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき第4条第3項に規定する率で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 前項の遅延利息の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。
- 3 物件の代金が未払の場合にあつては、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により賃貸借期間開始時に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と賃貸借期間開始時に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は

受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、この契約の解除により発注者に損害が生じても受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者が法令、又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により受注者が契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたとき発注者はこれを賠償する。また、物件の撤去に要した費用は発注者の負担とする。

(物件の撤去)

第 23 条 受注者は、賃貸借期間が満了したとき又は第 17 条若しくは第 18 条によりこの契約を解除されたときは、受注者の負担により速やかに物件を撤去するものとする。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第 25 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受注者が協議して決定する。

【電子契約の場合】

この契約の締結を証するため、本契約書を電磁的に作成し、発注者と受注者が合意したことを証する電磁的措置を執ったうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

【書面による契約の場合】

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 8 年〇月〇日

発注者 藤沢市亀井野 3119
神奈川県立総合療育相談センター
所長 小泉 亜紀

受注者 ○○市○○○
 ○○○○
 ○○○○

賃貸借仕様書

物 品 名	ハイブリッド自動車
数 量	1 台
納 入 場 所	神奈川県立総合療育相談センター（藤沢市亀井野 3119 番地）
納 入 期 限	令和 9 年 3 月 19 日
賃 貸 借 期 間	令和 9 年 3 月 1 日～令和 14 年 2 月 29 日 60 カ月
仕 様 の 内 容	1 賃貸借期間 令和 9 年 3 月 1 日～令和 14 年 2 月 29 日 (60 ヶ月) (納入期限 令和 9 年 3 月 19 日) 2 納入に際しての条件等 (1) 物件の納入 受注者は、賃貸借物件を上記「1 賃貸借期間」の開始日までに、運輸支局で新規登録を行う。ただし、賃貸借期間の開始日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌営業日までに新規登録を行うものとする。 また、賃貸借物件を上記記載の納入場所に、納入期限までに引渡しを行うただし、賃貸借期間の開始日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、翌営業日までに新規登録を行うものとする。 なお、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」は受注者名とする。 (2) 撤去 賃貸借物件は、契約終了後は、受注者側の責任・費用負担により撤去するものとする。 3 規格 (1) 車種 乗用自動車 (2) 動力 ハイブリッド (HV) 車 (3) 駆動方式 2WD (4) ボディカラー 標準装備色であること (5) 定員 8 名以上のもの (6) A T 車限定免許で運転可能なもの 4 必要となる装備 ・道路交通法、道路運送車両法等の法令を遵守すること。 ・以下に記載ない装備品についても、メーカー標準装備品は全て装着した状態で納車すること。 ・標準装備に含まれない場合はメーカーオプション（純正品）を優先し、

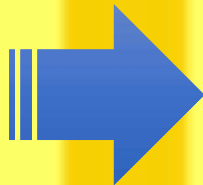
	純正品がない場合には同等品とする。 ・エアコン ・アンチロックブレーキシステム ・パワーステアリング ・フロント間欠式ワイパー ・前席・後席E L R付3点式シートベルト ・エアバッグ（前席・カーテン） ・カーナビゲーションシステム （AMFM ラジオ機能付。※地上デジタルTV 機能は使用不可に設定） ・スピーカー ・バックビューモニター ・可倒式リヤシート ・集中ドアロック ・パワーウィンドウ ・ハイマウントストップランプ ・電動格納式ドアミラー ・ETC2.0 車載器（ユニット、セットアップ含む） ・ドライブレコーダー（前後） ・フロアーカーペット一式 5 付属品 ・冬用タイヤ（純正ホイールを含む） ・三角停止表示板 ・パンクタイヤ応急修理キット ・標準工具一式 6 メンテナンスサービス項目 ・継続車検整備 ・法定点検整備 ・スケジュール点検（3 か月毎） ・エンジンオイル交換及びオイルエレメント交換（最低1 年度に1 回） ・バッテリー交換及びバッテリー液の補充（必要回数） ・エアコンガス充填（必要回数） ・タイヤ交換 夏タイヤと、冬タイヤの各シーズン毎組替、ホイールを含む。 ・その他
--	--

	ワイパー、電球等一般消耗品及びブレーキオイル等その他油脂類は必要に応じ て、交換、補充する。ただし、キーレスエントリーのボタン電池は交換部品 の対象外とする。 7 契約に含める諸費用 ・登録諸掛費用 ・自動車重量税（期間中全額） ・自動車税（期間中全額） ・自動車損害賠償責任保険料（期間中全額） ・メンテナンスサービスにかかる全経費 ※自動車リサイクル料は受注者負担とする。 8 その他 ・納入自動車は新車とし、メーカーの新車保証が付いていること。 ・本自動車の新規登録及び検査登録は、受注者が行い、その費用を負担するこ と。 ・納入期限は令和9年3月16日(金)までとするが、納入期限までに納車できな い場合は、同等の代替車両を用意し、その費用は受注者の負担とすること なお、期間は3カ月以内とする。 ・点検、修理ごとに該当点検にかかる報告書を提出すること。 ・クローズエンド方式（契約満了時に清算行為が発生しない方式）
参 考 車 種	日産/セレナ e-POWER X 5ドアワゴン
特 記 事 項	自動車検査証の「使用者」欄への記載については、氏名又は名称は「神奈川県」、 住所は「神奈川県横浜市中区日本大通1」とする。 走行距離は概ね月間1000kmとする。

ICカードの変更はお済みですか？

～神奈川県の入札の競争参加資格確認申請時には、再度確認をお願いします～

ICカードの内容に変更が生じているにも関わらず、電子入札システムを使用すると・・・



「ICカードの不正使用」となり、入札が無効となる場合がありますので、ご注意ください！！

- ICカード(電子証明書)の内容※1に変更が生じた場合※2、電子入札システムを使用しないでください。この場合、「紙入札」による手続きとなりますので、「入札担当部署」に電話でお問い合わせのうえ、「紙入札承認願」をご提出ください。

<※1 ICカードの内容例>

- 代表者の氏名(又は受任者の氏名)、利用者住所、会社名、本店住所、法人番号 (利用者住所は、利用申請の状況により異なります。)

<※2 変更が生じた場合とは>

- 法人登記等の変更の有無に関わらず、ICカードの内容変更の事象が生じた時点をいいます。

- ICカードの内容に変更が生じた場合には、直ちにICカード発行会社(認証局)にカードの失効申請及び新しいカードの発行申請が必要になります。
- 代表者の氏名(又は受任者の氏名)、会社名、本店住所等に変更が生じた場合、別途、建設業の許可、入札参加資格者名簿も併せて変更する必要がありますのでご注意ください。
- 建設業許可の変更、入札参加資格者名簿の変更届提出・受理、ICカード更新を済ませたうえで、電子入札システムをご利用ください。



カードの失効・発行に係る申請手続きについては、ご利用のカード発行会社にお問い合わせください。

ICカード不正利用の事例

例1)

- 代表者は変更になったが、法人登記が完了しないことには変更を証する書類がなく、ICカード等各種変更手続きが進められないうえ、登記完了前であれば「登記」と「ICカード登録内容」は旧代表者で一致しているため、不正使用にはあたらないだろうとそのまま「競争参加資格確認申請」を行った。
- 事象が生じた時点(登記の前)から紙入札の手続きが必要です。

例2)

- 本店住所が変更になったが、ICカードの変更手続きを経ずに、「競争参加資格確認申請」を行った。
- ICカードの登録情報に変更が生じた場合は、建設業許可の変更、入札参加資格者名簿の変更届提出・受理、ICカード更新が完了するまで、紙入札で対応してください。

ICカードの内容変更時に必要な手続き

①建設業許可の変更届〔県・建設業課〕

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870076.html>

②入札参加資格者名簿の変更届〔県・建設業課〕

URL: https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/manual_sinsei_tebiki.html

③ICカード失効申請〔カード発行会社〕

④ICカード利用者登録情報変更手続き・新カード発行申込〔カード発行会社〕

<問合せ先>

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課入札制度グループ ☎045-210-6092(直通)
(建設業の許可、入札参加資格者名簿等について)

建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当 ☎045-313-0722(直通)

※個々の入札案件については、入札担当部署にお尋ねください。